

# 「令和元年台風第19号による災害」に係る 中小企業施設設備復旧支援事業費補助金〔中小製造業者対象〕 令和元年度募集のお知らせ

宮城県では、令和元年台風第19号により甚大な被害を受けた中小製造業者の皆様の事業再開・継続を支援するため、生産施設及び生産設備の復旧に要する経費の一部を補助します。

## 対 象 者

下記(1)から(5)までいずれの要件にも該当する中小製造業者（「みなし大企業」※を除く）

- (1) 県内での事業再開又は継続を目指していること。
- (2) 主たる事業として製造業を営んでいること。
- (3) 県税に未納がないこと。
- (4) 暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (5) 本事業及び「中小企業等グループ施設等復旧整備事業」等の県が実施する令和元年台風第19号による災害における製造業者に対する施設設備関連復旧・復興補助金の交付決定を受けていないこと。（同一の法人・個人で県による他補助金の交付決定を受けていないこと。）

※「みなし大企業」：次の①～③いずれかに該当する企業

- ① 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること。
- ② 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること。
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めること。

## 対 象 経 費

令和元年台風第19号により損壊若しくは滅失した補助対象者の所有する（所有とみなされるものを含む）生産施設及び生産設備のうち、事業再開・継続に必要な不可欠であり、県内で直接生産活動に利用される生産施設（工場・作業場・倉庫）及び生産設備（機械・装置）の修理、建替・入替に要する経費

※災害発生の日から令和2年3月31日までの間に実施する復旧に係る経費であって、写真や書類等による確認が可能であり、県が適正と認めた場合に対象となります。

※保険等の対象となっている施設・設備も補助対象となりますが、当該施設・設備の復旧等に要する経費から受取保険金額等を控除した額が補助対象経費となります。

## 補助率・補助限度額

《補助率》補助対象経費の1/2以内【対象経費に消費税分は含みません。】

《補助限度額》上限額：1,000万円／下限額：100万円

※応募者が多数の場合は、予算の都合により交付されないことや、補助率の範囲内で減額して交付されることがあります。

## 申 請 期 間

開始日：令和2年1月10日（金）

第一次締切：令和2年1月28日（火）午後5時まで【必着】

※既に復旧事業を完了している方は、第一次締切までに申請願います。

第二次締切：令和2年2月19日（水）午後5時まで【必着】

## 申 請 方 法

県新産業振興課、食産業振興課、各地方振興事務所地方振興部で申請書類等（公募要領）を配布します。また、下記のホームページ上でも申請書類等をダウンロードできます。申請書の提出は、上記の県の窓口へ持参するか、郵送での提出になります。

宮城県新産業振興課 URL：<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/19goubosyu.html>

宮城県食産業振興課 URL：<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokushin/shisetsusetsubihoho.html>

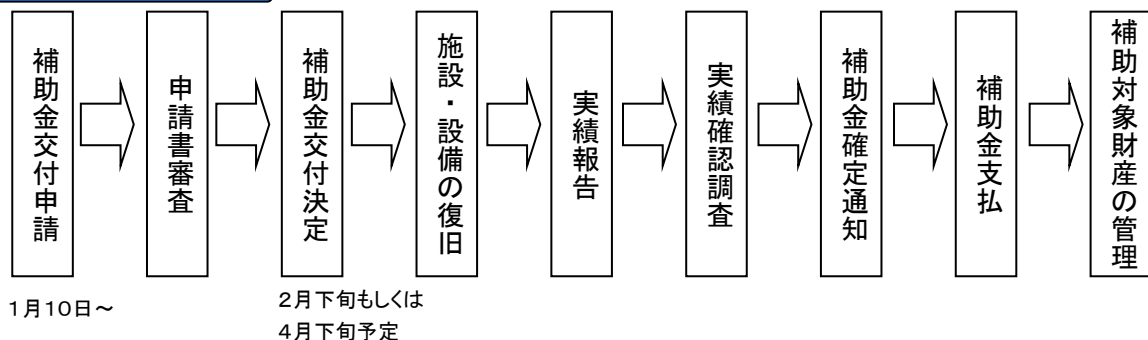
## 本事業における留意事項

- ◆ 生産施設のみ又は生産設備のみを復旧する事業も対象となります。
- ◆ 補助対象経費に消費税分は含まれません。
- ◆ 予算の範囲内で地域の被災状況等を勘案し、採択に相当する中小製造業者を決定します。したがって、要件を満たした場合でも採択されない場合があります。
- ◆ 補助金の交付決定の後も、実績確認調査等の結果により、決定額を減額又は取消す場合もあります。
- ◆ 補助金は、復旧が完了し、工事代金等を支払った後に交付されますので、その間、一時的に補助事業者がすべての経費を支払う必要があります。

### <補助の対象とならない主な経費>

- × 災害当時借りていた生産施設及び生産設備の復旧に対する経費
- × 貸し出すための生産施設及び生産設備に対する経費
- × 仮設（一時的・暫定的な利用）に要する経費
- × 土地の整地・嵩上げ、がれきの撤去、被災建物・被災設備の解体撤去・処分に要する経費
- × 事務所・休憩所に要する経費  
※生産施設と一体での建替（例 事務所兼工場）の場合は、生産施設に係る金額（全体経費に生産施設の占める床面積の割合を乗じて得られる金額）となります。なお、階層や構造が異なり明確に分離ができる場合は、その算出方法でも可とします。
- × 備品、什器、工具、車両（作業車含む）に要する経費  
※パソコン等の事務用品は対象にはなりません。ただし、生産活動を再開・継続する上で必要不可欠なソフトウェア（例 CAD）については対象となります。  
※エアコンについては、生産活動を再開・継続する上で必要不可欠な場合のみ対象となります。
- × 経費区分の明細がなく一括で支払われている経費
- × 間接経費（手数料、保険料、通信費、印紙代、雑費等）
- × 補助対象事業費以外の取引と混同して支払いが行われている経費（ただし、明確に区別され補助対象経費が確認できる場合を除く）
- × 補助事業者以外の発行の手形・小切手による支払いの経費

### 補助金交付の流れ



### 問い合わせ先

- ◆ 食料品製造業者 宮城県農政部食産業振興課 食ビジネス支援班  
電話：022 (211) 2812
- ◆ 上記以外の製造業者 宮城県経済商工観光部新産業振興課 産学連携推進班  
電話：022 (211) 2721